

## 第2章 プリヴァティジールング史再論 (1954—1957年)

### I. 序

本稿は、前稿<sup>(1)</sup>にひきつづいて、プリヴァティジールングの歴史を、ドイツにおけるその経過をたどることによって概観しようとするものである。

### II. プリヴァティジールング運動の展開 (1954—1957年)

大蔵大臣シェッファーは、1954年度予算案の提出に際して、みずから連邦財産および連邦債務に関する一般報告を行なった。ここにおいて、プリヴァティジールング史は、第2次世界大戦後のその経過において、明確に新段階へと移行するのである。

すなわち、この報告を受けて、FAZは、1954年2月6日「„連邦——最大の企業家“<sup>(2)</sup>」と題するクルーク (Kruk, Max) の論説を掲げ、再びプリヴァテ

(1) 拙稿「プリヴァティジールング史再論(1900—1945年)」甲南大学経営学会編『現代経営学と労働問題』千倉書房 1988年3月 所収。

拙稿「プリヴァティジールング史再論 (1945—1953年) (一)」甲南経営研究第29巻第3号 1988年12月。

拙稿「プリヴァティジールング史再論 (1945—1953年) (二・完)」甲南経営研究 第29巻第4号 1989年3月。

(2) Kruk, Max: „Der Bund——der größte Unternehmer“, FAZ vom 6.2.1954, S.5.

ィゼーションの問題を取りあげる。その論説は、「連邦持分はいつ私有に移されるか<sup>(2)</sup>」との見出しの下に、総額150億DMにおよぶ全連邦経済企業の約3/4は私有化されるであろう、と主張する。そして、いう。「>現在の事情から見れば、プリヴァティゼーションにおける決定的な困難はそのObではなくてWieのうちにある。経済の側の要求と国家の側の確言が同様に本気であるならば、双方はその必要性に関して広汎に一致する。しかるに、その実際の可能性はこれまでほとんどまじめに論じられなかったし、ましてや、最終的な結論に至るまで考え尽くされなかった。それゆえに、プリヴァティゼーションのための諸提案を仕上げるべき一つの委員会(Gremium)を関係各省の代表者、連邦議会の代表者および経済の代表者で構成することが、恐らく合目的であろう。この委員会は、就中、次の三つの中核問題に答えなければならないであろう。すなわち、第1に、どの連邦持分がプリヴァティゼーションされるべきであり、どれがされるべきでないか。第2に、どのような方法で私有に移されるべきであるか。第3に、その売上金を可能な限り公共のために役立つということはどのようにして保証されるか<sup>(2)</sup>」と。

以上のごときFAZの論説に対して、ヒルヒェは次のように批判している。すなわち、「いかに途方もない横柄さがこの主張のうちに含まれているかについては、もはや全く明らかに知らぬ顔の半兵衛である。>経済<にとともに属しているがしかし決して連邦企業の全般的なプリヴァティゼーションを望まない幾百万の労働者と消費者が存在しているということが無視され、そして、>国家<をとともにまた構成するがしかしプリヴァティゼーションに対する見解において連立与党や政府の見解とは異なる見解を持つ幾百万の選挙民と市民が存在しているということが、無視されている。その場合、企業家の利害が>経済の<利害と等置され、そして、政府の利害が>国家の<利害と等置されるという、この事実の平然たる捏造(kühle Verfälschung der Tatsachen)がわれわれのプリヴァティゼーションの喜劇(Privatisierungskomödie)

の歴史においてしばしば現れるということには、ほとんど弁解の余地がないし、したがって、まさに一つの喜劇、だまくらかしとごまかしの喜劇(Komödie der Täuschungen und Halbwahrheiten) についてしばしば語られなければならない<sup>(3)</sup>と。

それはともかく、プリヴァティゼーションの問題は1954年2月の予算審議において大いに議論された。そして、そこで一定の役割を演じた政党が、連立与党 FDP であった。中間政党 FDP は、第1連邦議会においては、ヘプカー—アッシュOFFの主張に見られたごとく、州による公有財産の売却に反対を表明していたが、第2連邦議会に入るや時流に棹差し、その本性をあらわにするのである。今や「可能な限り迅速に国家をその営利財産から解放<sup>(3)</sup>したい勢力がこの党において確かな地歩を占めた」のであり、その代表がアツェンロート (Atzenroth, Karl) であった。予算審議において「彼は連邦の<sup>(3)</sup>とてつもない財産 (gewaltiges Vermögen) について語る。それは社会的市場経済に<sup>(4)</sup>包含されなければならない、と」まさに FDP は、第2連邦議会に入ってから、CDU/CSU プリヴァティゼーション仲間の第2戦線を担い、アツェンロートはその遊撃隊長として活動したのである。

アツェンロートは、シェッファーの連邦財産報告に関連して執拗に質問を繰り返し、プリヴァティゼーションの問題に関して連邦議会の注意を喚起しつづける。それに呼応して、かのプフェルトメンゲスやヘルヴィッヒ (Hellwig, Fritz) をはじめとする CDU/CSU の有力議員は、プリヴァティゼーションをめぐる財政法上の問題点について質問を行なう。さらに、小党ドイツ党も質問を行ない、政府は連邦工業財産の最終的処理に関する具体的計画を連邦議会に提出する用意があるか、また、そのために、場合によっては独立

(3) Hirche, Kurt: Komödie der Privatisierung. Der Kampf um die öffentliche Wirtschaft. 2. Aufl., Köln 1959, S. 24.

(4) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 25.

の連邦上級官庁を設置する用意があるか、と問いた<sup>(5)</sup>だす。

これに対して、大蔵大臣シェッファーは「連邦政府は連邦財産のための独立の上級官庁の設置を考えておら<sup>(4)</sup>ず」「連邦持分の最終的処理やプリヴァティジールングの遂行に関する具体的な計画を提出することは、現状ではいまだ不可能である<sup>(6)</sup>」と回答する。その理由は、まず第1に、売手の側の売却意志のみならず買手たる「私経済の心づもりができてい<sup>(6)</sup>るかどうかである」がゆえにであり、第2に「財政法の諸規定によれば、連邦財産の売却は、その全価値に合致する買値でのみ行なわれ<sup>(6)</sup>う」がゆえにである。「しかしながら、売却が≧全価値に合致する買値でのみ行なわれ<sup>(6)</sup>う≪ということは、プリヴァティジールングの取引をいけると信じていたすべての人達にとっては敗<sup>(6)</sup>けである」のであり、かかるシェッファーの「回答は、プリヴァティジールングの美酒を水割りにしてしま<sup>(6)</sup>う」ことを意味していた。そしてまた、逆にそのことは、とりもなおさず、かかる「シェッファーの回答を精確に読めば、連邦持分の引き受けに際して適切な価額が支払われる用意は明らかにな<sup>(6)</sup>い」ということを意味していた、ということになるであろう。

さてしかし、連邦議会は、1954年5月6日、すなわちFAZがプリヴァティジールングに関する委員会の設置を提案して丁度3ヵ月ののち、連邦持分副委員会 (Unterausschuß Bundesbeteiligungen) の設置を決議した。この副委員会は、連邦議会における経済政策委員会、財政および租税問題委員会、金融および信用委員会、予算委員会の各委員会にもとづいて構成され、そこでは、連邦財産に関するあらゆる問題の調査と解明が行なわれ、かつ、連邦財産の新秩序のための諸提案が用意される予定であ<sup>(7)</sup>った。もちろん、この連邦持分副委員会の設置に先立つ1954年4月9日、野党SPDによって提案された

(5) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 25.

(6) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 26.

(7) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 24.

「、係争中の旧ドイツ財産問題の解明のための“ 委員会の設置”<sup>(8)</sup> 要求案は連邦議会において否決された。そして、しかも、このようにして設置された肝心の連邦持分委員会は「一度も会合することなしにその年を終える」<sup>(9)</sup>のであった。

ところで、以上のような動きと同時並行的に、この時期、次のような動きが登場した。かのゼーリングとシュ氏、特にシュ氏によって提唱された巨大持株会社設立案と同様の提案がここで再登場したのである。すなわち、FDPのアツェンロートは、1954年9月10日のハンデルスブラット(Handelsblatt)において、連邦営利財産を一つの巨大持株会社に統括し、それをもって旧ドイツ債務の補償に役立てるべきである、と提案した。もちろん、その場合、利益を生む企業のみがその巨大持株会社に統括され、他方、赤字企業は、可能な限り早急にそれらを清算すべく、別個のコンツェルンに合併されるべきであった。<sup>(10)</sup>

かのシュ氏は、連邦営利財産を単なる一つの巨大持株会社に統括すべし、と提案した。しかしながら、アツェンロートは「 $\gg$ 黒字持株会社(Gewinnholding) $\ll$ と $\gg$ 赤字コンツェルン(Verlustkonzern) $\ll$ の形成」<sup>(11)</sup>を提案したのである。まさに、アツェンロートは、連邦営利財産を $\ll$ もうかる企業群 $\gg$ と $\ll$ もうからない企業群 $\gg$ に二分しようとした。そして、この二分法がプリヴァティゼーション仲間の本音をよく表していることは、いうまでもない。

以上のようなアツェンロートの提案に対して、当然ながら反論が登場する。すなわち、SPDのシュェットレ(Schoettle, Erwin)は、1954年12月9日、連邦議会における1955年度予算案の第1回審議に際してアツェンロートの提案を取りあげ、それを次のように批判している。「 $\gg$ 旧ドイツ債務は……<sup>(12)</sup>

(8) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 24.

(9) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 29.

(10) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 27.

(11) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 27.

(12) ○○○部分は原文イタリック。以下、同様。

連邦財産および旧ドイツ財産の大バーゲンという方法では、単に部分的にし  
か弁済されえないであろう。……連邦財産の大バーゲンは、旧ドイツの債  
権者への弁済にとっても租税負担の軽減にとっても適切な手段ではない<sup>(13)</sup>と  
と。シュェットレによれば、アツェンロートの提案は「妄想的な願望<sup>(14)</sup>」  
であった。しかしながら、その後も、アツェンロートの二分法は多くのプ  
リヴァティゼーリング仲間によって主張されてゆくのである。

さて、連邦議会の内外において連邦財産をめぐる議論がかまびすしくなり  
つつあったとき、一つの「奇妙な連盟<sup>(15)</sup>」が登場する。納税者連盟 (Bund der  
Steuerzahler) がそれである。納税者連盟は1954年秋に『コンツェルン企業家  
としての連邦<sup>(14)</sup>』を出版した。この書物は、表面的には連邦企業に関する世論  
の啓蒙を狙いとしていたが、その真の狙いは、ヒルヒェもいうように「経済  
政策的に最も一面的な方法でプリヴァティゼーリングのプロパガンダを行な  
う<sup>(15)</sup>」ことにあった。そこでは、連邦企業に対する連邦の株式所有の内在価値  
が32億 DM と見積られており、そのうちの23億 DM の株式所有がプリヴァ  
ティゼーリングされうる、と主張されている。

この書物の内容は、連邦企業の監査会社たるドイツ監査-信託株式会社  
(Deutsche Revisions- und Treuhand AG) の代表取締役ヴァルネケ (Warneke,  
Heinz) によっても疑問視された。しかしながら、この書物は大量に印刷され、  
ばらまかれたので、1954年12月9日、SPDのシュェットレは1955年度予算案の  
審議に際して納税者連盟とその書物を取りあげ、納税者連盟の背後に何らか  
のパトロンが存在しているのではないかと追及している<sup>(15)</sup>。この「奇妙な連盟」  
の活動については、のちに再び取りあげることとしたい。

(13) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 28.

(14) Der Bund als Konzern-Unternehmer. Ein Beitrag zum Kapitel „Vermögen  
der öffentlichen Hand“. Schriftenreihe des Bundes der Steuerzahler, Heft 7.  
Bad Wörishofen 1954.

(15) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 28.

それはともかく、1954年度予算案の提示に際して開始された連邦財産に関する公式の報告は、その後も毎年度、予算案の提示とともに行なわれ、次第に詳細になってゆく。そして、その度ごとに経済新聞は世論を喚起し、プリヴァティゼーションへの関心を刺激しつづける。今や公企業のすべては白日の下にさらされるべきであり、また、さらされつつあった。そして、「再三再四、特定の個別企業の評価や全体の評価が論じられ、かつ、概して私企業に関してすら公表されないような一層の詳細を明らかにするように要求される<sup>(6)</sup>」ことも度々であった。まさに「公企業の公開は………売却の付け値を利害関係者に知らせるための手段とみなされる<sup>(6)</sup>」のであった。すでに1954年秋の段階において、ハンデルスブラットの一論説は次のように述べている。社会は個々の財産価値のごまかしのない姿を知る権利を有しており、また同様に、未来の利害関係者は、連邦がその企業を売却する際にいかなる売却価格を設定するかを知らなければならない、<sup>(7)</sup>と。

さて、1954年の経過については以上にとどめて、それ以降の経過を見てゆこう。1954年5月にその設置を決議された連邦持分副委員会は、委員長人事等をめぐってその発足が遅れていたが、1955年1月27日、ようやく委員長等の人事を決定し、活動を開始する。委員長にはCDUのヘルヴィッヒが、副委員長にはFDPのアツェンロートが就任した。ちなみに、ヘルヴィッヒはケルンのドイツ工業研究所(Deutsches Industrieinstitut: DII)の指導者であり、DIIは、過去数年来、公有財産とそのプリヴァティゼーションに特別な関心を抱いていた。DIIは、すでに1954年に、ドイツの株式会社に対する公的持分やバイエルンにおける国家資本主義に関して展望を試み、1955年初頭には、VWWのプリヴァティゼーションを要求している<sup>(8)</sup>。

(6) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 29.

(7) Vgl. Handelsblatt, Düsseldorf, vom 10. 11. 1954.

(8) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., SS. 29. —30.

しかしながら、プリヴァティジールング仲間が結集した同委員会は、果たすべき課題をめぐって思わぬ紛糾を来たすのである。すなわち、同委員会はプリヴァティジールング対象の確定に先立って連邦財産に関する財産目録を作成すべきであるという意見、同委員会は連邦財産に関するあらゆる問題の調査と解明を行なうべきであるという意見、同委員会は公有財産をめぐる連邦と州の間の未解決の全問題を解明すべきであり、その上で連邦財産の新秩序に関する提案を行なうべきであるという意見、あるいは、国家の経済活動の限界に関するさまざまな意見等々が同委員会の内外から噴出し、同委員会は議論の範囲と順序をめぐって立往生するのである。

ヒルヒェはいう。「この極めて苦しい陣痛ののちに生まれた委員会が何をなすべきかについての諸見解は、それゆえに、最大の与党においてすら、愉快に食いちがった。副委員会がいかなる本質的な役割をも演じえなかったということは、かかる状態の下では不思議なことではない。この委員会は、1955年1月から7月にかけて、8回の会合を開いた。しかし、それから1年半以上、<sup>(19)</sup>中断された」と。同委員会は、委員長交替のための会合を1957年3月13日に開き、新委員長ガイガー (Geiger) (CDU/CSU) によって1957年4月29日に会合が開かれたのち、二度と再び会合は開かれなかったのである。<sup>(20)</sup>

以上のように、プリヴァティジールングへの突破口を開くべき同委員会は、

(19) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 31.

(20) なお、連邦持分副委員会の構成員の中には CDU/CSU のヘルヴィッヒ、リントラート (Lindrath, Hermann), アルントゲン (Arndgen, Josef), フォーゲル (Vogel, Rudolf), SPD のダイスト (Deist, Heinrich), シェットレ, FDP のアッペンロート, DP のエルブレヒター (Elbrächter, Alexander) などの名前が見られる。その詳細については、次を参照。

Vgl. Die Bundes-Konzerne. Schach dem Staatskapitalismus durch Privatisierung. Schriftenreihe des Bundes der Steuerzahler, Heft 10. Neubearbeitung des Heft 7. „Der Bund als Konzern-Unternehmer“. Bad Wörishofen 1957, Anlage IV.

その念願の設置にもかかわらず、有頂天の大はしゃぎと委員会内外の微妙な思惑のくいちがいによって頓挫する。しかしながら、プリヴァティゼーション運動はそのことによって停滞したわけではない。すなわち、かの奇妙な団体たる納税者連盟に続いて、財政および租税研究所 (Institut Finanzen und Steuern) なる団体の叢書が登場する。その35巻として1955年春に出版されたドゥーマー (Duhmer) の『公有財産 (Das öffentliche Vermögen)』なる書物がそれである。

ドゥーマーは、国家の営利経済活動に関する法律の制定と非国有化 (Entstaatlichung) 計画を提案する。ドゥーマーは、国家の固有の経済活動領域を法律によって狭く限定し、それ以外の領域に属する公企業のプリヴァティゼーションあるいは清算を行なうべきであると主張し、そのためには、非国有化の権限を連邦から切り離し、専門家からなる別個の小委員会に委任すべきであり、この受託者委員会は経済界および銀行業の領域から構成すべきである、と主張したのである。<sup>(2)</sup>

ヒルヒェはいう。「ドゥーマーの提案では、実際には、プリヴァティゼーションの利害関係者がプリヴァティゼーションを遂行するということになるであろう」と。まさに「かかる提案は、偶然には出て来ない」のであり、それは、プリヴァティゼーション仲間の多様な願望における公分母として登場した。それは、当然に、そののちにも繰り返して持ち出される類似の諸提案の原型であった。

さて、院外でのドゥーマーの提案に呼応するかのごとく、1955年6月、連邦議会において一つの提案が登場する。CDU/CSU, FDP, 全ドイツブロック/故郷追放民・権利剝奪民同盟 (Gesamtdeutscher Block/Bund der Heimatvertriebenen und Entrechteten: GB/BHE) および DP の各党によって行なわれた提案がそれである。それは、プリヴァティゼーションの促進および連邦持

(2) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 31.

分副委員会の支援を目的として行なわれた。そして、それは、連邦持分の全体に関する資料の公開を推進し、連邦持分の管理に関する議会の影響力を強化し、国民経済的に合目的で擁護しうるプリヴァティゼーションを推進するために、即座に若干の必要措置を講じることを連邦政府に要求したのである。<sup>22)</sup>

かくて、大蔵大臣シェッファーは、この提案に応えるべき法案を準備する義務を負うことになった。しかしながら、シェッファーは、1955年12月8日、1956年度予算案の審議に際して、従来からの態度を堅持して次のようにいう。「>連邦大蔵大臣は、連邦とその財産の忠実な代表者として、売価が当該企業の全価値と合致する場合にのみその企業の売却に同意しうるという立場を常に主張している<<」<sup>23)</sup>と。シェッファーは、かかる主張を繰り返すことによって、性急なプリヴァティゼーション仲間からプリヴァティゼーションの消極論者として批判され、連邦企業の売却を怠っていると非難され続けて来たのである。

しかしながら、プリヴァティゼーションに関する事態の変化は確実に進行しつつあった。1957年1月10日、大蔵省事務次官ハルトマンはその実情を明らかにし、連邦議会において次のように述べている。すなわち、「>連邦政府は、連邦工業財産の一部を売却することが可能な場所を数年来求めつづけている<<」<sup>23)</sup>のであり、「>連邦大蔵省は、過去において、あらゆる側面からこの種の売却に関する交渉を連邦経済省との間で行なっている。多くの場合、それは世間に報告されているが、場合によっては、交渉の進行を妨げないように報告を止めている<<」<sup>23)</sup>と。

かくて、遂に両省合意のプリヴァティゼーション・リストが出来上がるにいたる。それは次の企業群からなっており、<sup>24)</sup>両省は、それらの売却について

22) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 32.

23) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 32.

24) Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 33.

合意に達したのである。そして、それらの若干は、かれこれするうちに売却されたのである。

Luitpoldhütte AG, Amberg  
 Metallwerke Unterweser AG, Nordenham  
 Oberbayerische Aktiengesellschaft für Kohlenbergbau, München  
 Fahrzeug- und Maschinenbau Watenstedt GmbH, Salzgitter  
 Kanal-Verkehrs AG, Duisburg-Ruhrort  
 Deutsche Bergwerks- und Hüttenbau GmbH, Salzgitter-Drütte  
 Ilseder Hütte in Peine に対する Viag 持分  
 Alkett, Berlin  
 Vereinigte Tanklager- und Transportmittel GmbH, Hamburg  
 Schichau AG, Bremerhaven  
 Deutsche Industrierwerke AG bzw. GmbH, Berlin-Spandau  
 Norddeutsche Chemische Werke GmbH, Lüneburg  
 Rheinmetall-Borsig AG, Berlin に対する持分  
 Mitteldeutsche Spinnhütte GmbH, Celle  
 Holzverzuckerungs GmbH, Holzminden  
 Volkswagenwerk GmbH  
 Ufa  
 Affa  
 Bavaria  
 Howaldtswerke Hamburg AG, Hamburg

ところで、プリヴァティゼーション・リストが作成されつつあった頃、プリヴァティゼーションの遂行方法をめぐって新たな提案が登場する。CDUのホイスラー (Häussler, Erwin) が1956年に提案したホイスラー・プランが

それである。

ホイスラーは、「連邦企業および連邦持分を、有機的に関連づけられかつ種々の収益性段階から可能な限り均等に混成された多くのコンツェルンに区分し、その株式を一つの中央投資会社 (Zentralinvestmentgesellschaft) に収容するというプリヴァティゼーション計画<sup>25)</sup>」を提案した。「この連邦投資会社は、それはそれでみずから保証証券を——しかもまず、主として労働者への広汎な財産分散を目的として、同時に一定の特典付きで——売り出す<sup>26)</sup>」べきであった。

このホイスラー・プランは、労働者への広汎な財産分散をプリヴァティゼーションの目的に取り込む点において、新しい種類の提案であるといえよう。そして、その萌芽がかのシュ氏提案のうちに含まれていたことは、すでに指摘したところである。このような「プリヴァティゼーション問題を同時に社会政策的に進歩的な方法で解決する<sup>25)</sup>」という提案が「役に立たない試み<sup>26)</sup>」かどうかは、しばらくのちに明らかとなる。

それはさておき、この時期、ホイスラー・プランのような新しい種類の提案が現われた一方、次の二つの新しい動きが登場する。すなわち、まず、1956年7月5日、CDU/CSU、DP および FDP に所属する47人のプリヴァティゼーション仲間は、政府に対して VWW のプリヴァティゼーションに関する法律草案を提出するよう提案した。47人の提案者の中に連邦持分副委員会のメンバーが大挙含まれていたことは、いうまでもない。また、この47人提案に次いで、1956年9月26日、FDP は、プリヴァティゼーション問題のスペシャリストたるアツェンロートの主導の下に、公的経済活動に関する法律草案 (Gesetzentwurf über die wirtschaftliche Betätigung der öffentliche Hand)<sup>26)</sup> を連邦議会に提出したのである。しかしながら、以上のような二つの

<sup>25)</sup> Hirche, Kurt: a. a. O., S. 33.

<sup>26)</sup> Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 34.

新しい提案が直ちに連邦議会において議論の対象となったわけではない。議論は少しく遅延した。その理由については後述する。

さて、翌1957年1月10日および11日の両日にわたって、いよいよ前述の二提案が連邦議会において取りあげられるにいたる。まず、47人提案について見れば、共同提案者 DP のエルブレヒター<sup>77)</sup> (Elbrächter, Alexander) は、経済大臣エアハルトの主張を引用しつつ、連邦議会において次のようにいう。すなわち、エアハルトは、47人提案が出される直前の1956年6月22日の連邦議会において「> 広汎な貯蓄者大衆に新しい追加的な貯蓄刺激を与えるために、貯蓄者が小さく分割された投資証券を購入することによって連邦企業の持分を入手できるようにする、という意図を連邦政府は有している<sup>78)</sup> <」と主張したが、エアハルトの「> この主張は、われわれにとっては、連邦大蔵大臣からの言質をとることが可能な懇請を全く具体的に起こすための、いわばゴー・サイン (grünes Licht) であつた<sup>79)</sup> <」と。そして、いう。「> 政府がかかる法律を連邦議会に提出するために、われわれはわれわれの提案によって圧力をかけることができるであろう<sup>80)</sup> <」と。

しかしながら、SPD のダイスト (Deist, Heinrich) は1月10日の連邦議会において47人提案を批判し、47人提案はドイツの巨大株主がVWWの株式を取得することを禁止しておらず、それは「> 単なる社会的な偽装 (nur ein soziales Mäntelchen)<sup>81)</sup> <」である、と酷評した。まさに47人提案の意図は、この時点では、特定の花形公企業のプリヴァティジールングを政府によって提案せしめ、そのことを通じて、プリヴァティジールング自体に対する世論の関心を高め、プリヴァティジールングの宣伝活動を展開しようとするところにあつた。要するに、彼等47人の提案者も、VWWのプリヴァティジール

77) 彼も、もちろん連邦持分副委員会のメンバーである。

78) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 34.

79) Hirche, Kurt: a. a. O., S. 36.

ングが直ちに可能であるとは考えていなかったのである。

次に、FDP の法律草案について見れば、その内容は以下のものであった。すなわち、FDP によれば、あらゆる公企業は、連邦所有、州所有、市町村所有、自治体連合所有のいかんを問わず、取引所相場で売却されうるのであり、大きな権限を委任された監査委員会が売却の時期、方法および範囲に関する方針を告示し、その方針は政府や行政当局に対して拘束力を持つべきであった。<sup>30)</sup>

この FDP の法律草案は1955年のドゥーマーの主張と軌を一にしており、その政党版であった。1957年1月の連邦議会における討論の中で、アツェンロートは説明に立ち、決して公有財産の大バーゲンが行なわれてはならないこと、若干の大企業への譲渡を例外とすればすべてのドイツ人が持分の取得に参加しうべきこと、売却が当該企業に不利な影響を及ぼしてはならないこと、当該企業の労働者は売却によって既得権を変更させられてはならないこと、等々を述べた。しかしながら、かかる重要な諸点は、FDP の法律草案には盛りこまれていなかったのである。<sup>31)</sup>

要するに、FDP の法律草案は、確かに「プリヴァティジールングへの入場門を広く開け放つためのマスター・キー (Universalschlüssel)」<sup>32)</sup>を意味していた。しかしながら、この時点では、FDP それ自体、その法律草案が詳細に審議され、いわんや決議されるとは考えていなかったのである。

以上のように、1956年に登場し1957年1月の連邦議会において討議された二つの提案は、そのいずれもが、ある意図を持ったデモンストレーションであった。それは、端的には、1957年9月に行なわれる第3回連邦議会選挙を

<sup>30)</sup> Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 34.

なお、同草案の全文については、次を参照。

Die Bundes-Konzerne, Anlage V.

<sup>31)</sup> Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., S. 35.

<sup>32)</sup> Hirche, Kurt: a. a. O., S. 35.

にらんだデモンストレーションであった。与党の本隊 CDU/CSU は、当然にそれら二つの提案の意図と意義を熟知していた。それゆえに、それらの審議を急がず、その一方で、それらの提案の中で CDU/CSU にとって利用可能な部分を検討し、吟味していたのである。もっとはっきりいえば、与党の本隊は、シュ氏提案に始まる多くの別動隊の提案の中から利用可能な部分を取り出し、与党の本隊として出撃するための提案を形成しようとしていたのである。ヒルヒェもいう。「党の膝の上で、自前の提案が発育中であつた」<sup>33</sup>と。かくて、47人提案と FDP の法律草案は、その限りにおいて一定の役割を果たし、第2立法期の終了とともに、時間切れで「>埋葬<された」<sup>33</sup>のである。

### Ⅲ. 結

さて、以上において、1953年末から1957年初頭の期間におけるプリヴァティゼーション運動の展開を眺めて来た。この《社会的市場経済の第2期》におけるプリヴァティゼーション運動の成果は、次の諸点に要約されうであろう。

すなわち、1954年度予算案の提出に際して行なわれはじめた連邦財産報告は年を追う毎に詳細となり、連邦財産に関する資料公開要求は十分に満たされるにいたつた。今や「連邦大蔵大臣は……すべてのカードを卓上に開いた」<sup>33</sup>のである。時あたかも1957年に公経済協会 (Gesellschaft für öffentliche Wirtschaft e. V.) 編の詳細な連邦企業報告が出版されたことは、まさにその象徴

<sup>33</sup> Hirche, Kurt: a. a. O., S. 36.

<sup>34</sup> Gesellschaft für öffentliche Wirtschaft e. V. (hrsg.): Die öffentlichen Unternehmen in der Bundesrepublik und in Berlin. Eine vorläufige Übersicht. Köln-Deutz 1957.

的出来事であった。その序文においてシュトラスマン (Strassmann, Ernst) はいう。「われわれは、公経済に関する議論の具体化、そして、われわれの経済の公的部門における若干の部分領域のプリヴァティジールングの可能性に関する議論の具体化に対して貢献したいと願い、この研究を公表する<sup>65)</sup>」と。

また、この期間には、ともかくも連邦持分副委員会が設置され、プリヴァティジールング仲間はプリヴァティジールングに関する正規の常設的な検討の場を獲得した。さらに、プリヴァティジールングの対象についても、大蔵省と経済省の間に一応の合意が成立し、プリヴァティジールング・リストが公表された。あわせて若干の売却も行なわれた。そして、さらに、プリヴァティジールングに関する多くの提案が登場し、連邦議会の内外で活発な議論が展開された。本隊の出撃開始に好都合な状況が次第に準備されつつあった。

しかしながら、この時期に明らかにされたプリヴァティジールングの対象企業群は連邦財産の小部分を占めるにすぎず、しかも、この時期に行なわれた売却は、その一層小部分を占めるにすぎなかった。したがって、「1953年から1957年まで、連邦企業の総在高はほとんど変化しなかった(▷大きなかたまり◁が依然として残っていた)のであり、これまでの◁正常な◁売却方針を続ければ、恐らく将来も総在高はほとんど変化しないであろう<sup>66)</sup>」というのであった。

かかる状態が経済界にとって不満の種であり、いらだちの種であったことは確かである。しかしながら、また、もしもある程度◁大きなかたまり◁が経済界の◁食卓◁に供されたとしても、それを◁正価◁で買い取ることは必ずしも容易ではなかった。ヒルヒェもいう。「経済企業を市場価格で購入しうる、そして購買したい階層は極めて限られた階層である<sup>67)</sup>」と。

第3回連邦議会選挙は間近かに迫っていた。「与党は、1957年の選挙戦のために、経済界からの新たな支援を必要としていた。しかしまた、与党は、

<sup>65)</sup> Gesellschaft für öffentliche Wirtschaft e. V. (hrsg.): a. a. O., Vorwort.

広汎な選挙民に呼びかける合言葉を必要としていた。産業界のプリヴァティゼーション願望を満足させ、かつ、このプリヴァティゼーションは就中、中産階級と労働者階級からなる CDU 支持の広汎な階層にも同じく役立つという意識を与える何ものが確保されなければならなかった。換言すれば、プリヴァティゼーション論者 (Privatisierer) と財産分散論者 (Eigentumsstreuer) が存在しなければならなかった。彼等は存在した。——そして、さまざまな陣痛ののちに同時代の人々に対して早速大声で披露された彼等の子供は「<sup>33</sup>国民株式 (Volksaktie) ≪という名前であった」のである。まさに、「国民株式をもってプリヴァティゼーション喜劇の第5幕はあがる<sup>33</sup>」のであった。1957年春から開始されるプリヴァティゼーション運動の新展開については、別稿にゆずりたい<sup>36</sup>。

(岡田昌也)

---

<sup>36</sup> なお、プリヴァティゼーション運動は、当然ながら連邦レベルのみにとどまらず、州および地方自治体レベルにおいても展開された。それが連邦レベルにおけるプリヴァティゼーション運動に先立って展開され、あるいは連動し呼応して展開されたことは、いうまでもない。この点に関する詳細は、たとえば次を参照。

Vgl. Haussmann, Frederick: Die öffentliche Hand in der Wirtschaft. Eine allgemeine Betrachtung unter Berücksichtigung der deutschen Wirtschaft. München und Berlin 1954, Anhang I, III.

Vgl. Hirche, Kurt: a. a. O., SS. 36. —38.